

熊本県個人情報保護審査会答申の概要
(平成20年9月11日付け答申第7号)

1 事案の概要

- H18. 8. 16 審査請求人 熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、警察本部長に対し、次の文書に記載された自己情報を開示請求。
- 審査請求人が事故当事者として関係した交通事故（以下「本件交通事故」という。）に関して熊本県警察が作成した事故調書及び同証拠写真（以下「本件行政文書1」）
 - 本件交通事故の事故処理に関与した警察官の役職及び氏名が記載された公文書（以下「本件行政文書2」）
- H18. 8. 30 警察本部長 両文書とも条例第32条第3項の規定に基づき、条例の適用を受けない（適用除外）として不開示決定。
- H18. 9. 4 審査請求人 本件不開示決定を不服として県公安委員会に対して審査請求。
- H18. 9. 28 公安委員会 「熊本県個人情報保護審査会」に諮問（諮問第8号）。

※ 本件行政文書1に関しては、H19. 1. 17「本件交通事故でライト部分の正面衝突のメカニズムを明記した事故調書」及び「開示請求者が相手方の進路を妨害したと警察が判断した事故調書」として2件の追加の開示請求がなされたが、いずれも上記と同様に不開示決定としたため、審査請求及び諮問（H19. 2. 23 諮問第9号及び第10号）あり。
審査請求人、諮問実施機関及び本件行政文書2を除き対象文書が同一のため、3件を併合審理し、答申することとした。

2 当事者の主張の趣旨

- (1) 審査請求人
本件不開示決定は、条例に抵触する疑いがある。
- (2) 公安委員会

条例第32条第3項で、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第4章の適用を受けない個人情報については、個人情報の開示請求等及び救済措置等の規定は適用しないとされている。

「訴訟に関する書類」については刑事訴訟法第53条の2第2項の規定に基づき、「刑の執行等に係る保有個人情報」については行政機関個人情報保護法第45条第1項の規定に基づき、それぞれ行政機関個人情報保護法第4章の適用を受けないとされている。

- ① 本件行政文書1について
業務上過失致死傷罪、道路交通法違反等の被疑事件の捜査に関して作成される書類であり、「訴訟に関する書類」に該当し、適用除外である。
- ② 本件行政文書2について
原則として、特定個人が業務上過失致死傷罪又は道路交通法違反により、検察庁に事件送致されることを示すものであり、「刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、適用除外である。

3 審査会の判断

- ① 本件行政文書1について
検察庁に送致することを目的として警察本部が作成するものであって、被疑事件及び被告事件に関して作成される書類と認められ、「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。従って、適用除外とした判断は妥当である。
- ② 本件行政文書2について
人身事故だけでなく物件事故に関しても作成され、検察庁に事件送致される交通事故以外にも作成される可能性があるため、「刑の執行等に係る保有個人情報」には該当するとは認められない。従って、適用除外とした判断は妥当ではない。

諮問実施機関	：熊本県公安委員会
諮問日	：平成18年9月28日（諮問第8号） ：平成19年2月23日（諮問第9号、10号）
答申日	：平成20年9月11日（答申第7号）
事案名	：交通事故の事故処理に関する事故調書等の不開示決定に関する件 （平成18年諮問第8号～10号）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成18年8月30日及び平成19年1月30日に適用除外により不開示決定を行った行政文書のうち、交通事故処理に関与した警察官の役職及び氏名が記載された公文書を適用除外とした判断は妥当ではない。

第2 諮問に至る経過

1 諮問第8号

(1) 平成18年8月16日、審査請求人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、審査請求人が事故当事者として関係した、平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇で発生した交通事故（以下「本件交通事故」という。）に関して実施機関が作成した下記行政文書に記載された自己情報の開示請求を行った。

- 本件交通事故に関する事故調書及び同証拠写真（以下「本件行政文書1」という。）
- 本件交通事故の事故処理に関与した警察官の役職及び氏名が記載された公文書（以下「本件行政文書2」という。）

(2) 平成18年8月30日、実施機関は、以下の理由により、本件行政文書1及び2を適用除外とする不開示決定（以下「本件不開示決定1」という。）を行った。

- 本件行政文書1に関しては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。）第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第5

8号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第4章の適用を受けないため、条例第32条第3項に規定する個人情報に該当する。

○ 本件行政文書2に関しては、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する個人情報に該当し、行政機関個人情報保護法第4章の適用を受けないため、本件行政文書1と同様に、条例第32条第3項に規定する個人情報に該当する。

(3) 平成18年9月4日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。)第5条の規定に基づき、熊本県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して、本件不開示決定1を不服とする審査請求を行った。

(4) 平成18年9月28日、諮問実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

2 諮問第9号

(1) 平成19年1月17日、審査請求人は、条例第14条第1項の規定に基づき、本件交通事故に関してライト部分の正面衝突のメカニズムを明記した事故調書に記載された自己情報の開示請求を行った。

(2) 平成19年1月30日、実施機関は、この請求文書を、本件行政文書1であるとし、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当し、行政機関個人情報保護法第4章の適用を受けないため、条例第32条第3項に規定する個人情報に該当し、適用除外とする不開示決定(以下「本件不開示決定2」という。)を行った。

(3) 平成19年2月7日、審査請求人は、行政不服審査法第5条の規定に基づき、諮問実施機関に対して、本件不開示決定2を不服とする審査請求を行った。

(4) 平成19年2月23日、諮問実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

3 諮問第10号

(1) 平成19年1月17日、審査請求人は、条例第14条第1項の規定に

基づき、本件交通事故に関して開示請求人が相手方の進路を妨害したと警察が判断した事故調書に記載された自己情報の開示請求を行った。

(2) 平成19年1月30日、実施機関は、この請求文書を、本件行政文書1であるとし、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当し、行政機関個人情報保護法第4章の適用を受けないため、条例第32条第3項に規定する個人情報に該当し、適用除外とする不開示決定（以下「本件不開示決定3」という。）を行った。

(3) 平成19年2月7日、審査請求人は、行政不服審査法第5条の規定に基づき、諮問実施機関に対して、本件不開示決定3を不服とする審査請求を行った。

(4) 平成19年2月23日、諮問実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件不開示決定1、2及び3は条例に抵触する疑いがあるということである。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、概ね以下のとおりである。

(1) 審査請求にかかる事故調書の内容は、審査請求人に確認を求めるべき審査請求人の交通事故の原因・経緯・結果等を記載した、審査請求人に関する個人情報であり、法令等との調整を定めた条例第32条に抵触する法令法規根拠は、同条各項を精査しても全く存在しない。訴訟や裁判に関する警察の公文書に該当する法令法規の根拠も全く存在しない。

(2) 事故調書は、事故発生の実態を警察が正しく調査掌握した行政文書であり、瑕疵ある場合は公安委員会に対する苦情の申し出の対象となる事故調書である。従って不開示決定は、公安委員会に対する苦情の申し出に対する妨害行為である。

(3) 事故調書の内容は、個人情報の訂正請求、同個人情報の利用停止請求の対象たる行政情報である。従って不開示決定は、個人情報の訂正請求、同個

個人情報の利用停止請求を不法に拘束する。

- (4) 事故調書は、保険等事故処理の公正を期するため警察が作成した文書であり、実施機関が不開示とする裁判とは全く関係皆無の偽造された事故調書の残骸であり、実施機関が言う不開示理由を正当とする法律根拠は全く存在しない。
- (5) 諮問実施機関の不開示決定理由は、事故調書作成の本旨同目的を逸脱しており、個人情報保護条例に抵触している。条例の恣意乱用の責めを免れない。
- (6) 実施機関が作成した事故調書は、当事者にとって国民の人権に関する個人情報である。当事者は警察に対して事故調書の内容の訂正又は取り消しを、必要に応じ求める権利を有する。実施機関の不開示決定は、未決の実況見分調書の不実記載・保険金の詐欺横領を隠匿幫助し、憲法が保障する国民の人権を不当に拘束侵害する疑いがある。
- (7) 検察庁が不起訴処分した3件の異なる事故調書は、既に被害者を特定し、保険金の支払いを履行し、事故当事者を拘束している。これは、実施機関が言う不開示理由「事故調書を未決の犯罪資料」とする主張と完全に矛盾する。
- (8) 検察庁では開示しているのに、実施機関でなぜ開示できないのか、疑問である。
- (9) 自分は個人情報を開示請求したのではない。自分に関する警察情報を開示請求した。実施機関は個人情報だから不開示という決定ではなくて、警察法に抵触するから開示できないとの回答だった。よって、警察法に該当するかどうかを判断してもらうため、上級庁である諮問実施機関に審査請求を行った。よって、本案件を速やかに諮問実施機関に返還すべきである。

第4 諮問実施機関の主張

諮問実施機関の主張の内容は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書1について

- (1) 刑事訴訟法第53条の2第2項は、訴訟に関する書類に記録されている個人情報は、行政機関個人情報保護法第4章の規定は、適用しないと規定している。

訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取

- 得された書類をいい、証拠書類（捜査報告書、供述録取書、実況見分調書等）も含まれる。（大コンメンタール刑事訴訟法第1巻（藤永幸治他編））
- (2) 本件行政文書1は、業務上過失致死傷罪、道路交通法違反等の被疑事件の捜査に関して作成される書類であり、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当する。
- (3) よって、本件行政文書1は、行政機関個人情報保護法第4章の規定が適用されないため、条例第32条第3項に該当し、条例第2章第2節及び第3節の規定が適用されず、不開示としたものである。

2 本件行政文書2について

- (1) 行政機関個人情報保護法第45条第1項では、「前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定しており、これらに該当する情報（以下「刑の執行等に係る保有個人情報」という。）については、同法第4章の適用は受けないと規定している。
- (2) 行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定されている刑の執行等に係る保有個人情報は、前科・前歴等を示す情報であり、訴訟に関する書類に含まれているものも一部あるが、それ以外の行政文書にも記載されているため、前科・前歴等の有無が明らかとなるような情報は、本人の不利益とならないように適用除外としたものである。
- 同項括弧書の「を受けた者に係るものに限る。」の意味は、処分と関連のある人を指しており、刑の執行等に係る保有個人情報の中には、「受けた者」以外の者の個人情報も含まれ得るが、それらの者は処分とは関連がないため、それらの者の情報は適用除外とはならず、請求対象となるという意味である。
- (3) 本件行政文書2は、原則として検察庁に事件送致を要する交通事故に関して作成される書類であることから、特定個人が業務上過失致死傷罪又は道路交通法違反により、検察庁に事件送致されることを示すものであり、刑の執行等に係る保有個人情報中の検察官が行う処分に該当する。

また、犯罪の嫌疑を受け、捜査機関による捜査の対象とされている被疑事件の被疑者であることを示すものであることから、その存否を明らかにするだけで、その者の不利益となる情報の存否を明らかにする性格を有するものであり、刑の執行等に係る保有個人情報に該当する。

(4) よって、本件行政文書 2 は、行政機関個人情報保護法第 4 章の規定が適用されないため、条例第 3 2 条第 3 項に該当し、条例第 2 章第 2 節及び第 3 節の規定が適用されず、不開示としたものである。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件行政文書 1 及び 2 の内容を見分した上で、審査請求人の主張内容及び諮問実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定 1、2 及び 3 の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

なお、諮問第 8 号～第 10 号の 3 件が、同一の交通事故に関する事故調書等の開示請求に係るものであること並びに審査請求人及び諮問実施機関がそれぞれ同一であることから、これら 3 件の諮問案件を併合して審査を行い、答申する。

1 本件請求内容について

審査請求人は、本件請求内容を、本件交通事故に関して実施機関が作成した事故調書及び証拠写真並びに当該事故処理に関与した警察官の役職及び氏名が記載された公文書としている。

諮問実施機関は、本件請求文書が、条例の適用を受けないと主張し、その性質上、前者については実況見分調書、後者については現場出動簿がそれぞれ該当するとして、両文書の適用除外の該当性を説明しているため、これらの文書の条例上の適用除外該当性について検討する。

2 条例第 3 2 条第 3 項の規定について

(1) 条例第 3 2 条第 3 項は、「前 2 節（第 3 1 条を除く。）の規定は、第 1 項各号に掲げる個人情報を除き、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 4 章の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。」と規定しており、行政機関個人情報保護法第 4 章の規定の適用を受けないこととさ

れる個人情報については、第2節及び第3節の規定(第31条を除く)は、適用しないとしている。即ち、これらの情報については、個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求及び救済措置等の規定(苦情処理を除く)は、適用しないということになる。

- (2) まず、刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(中略)第4章の規定は、適用しない。」と規定している。

よって、これらに該当する個人情報については、条例第32条第3項に規定する行政機関個人情報保護法第4章の規定の適用を受けない個人情報に該当し、第2節及び第3節の規定(第31条を除く)は、適用しないこととなる。

- (3) また、行政機関個人情報保護法第45条第1項で、刑の執行等に係る保有個人情報は、行政機関個人情報保護法第4章の適用は、受けないとしている。

よって、刑の執行等に係る保有個人情報については、条例第32条第3項に規定する行政機関個人情報保護法第4章の規定の適用を受けない個人情報に該当し、第2節及び第3節の規定(第31条を除く)は、適用しないこととなる。

3 実況見分調書の条例第32条第3項該当性について

- (1) 実況見分調書は、人身事故が発生した場合、司法警察職員は、刑事訴訟法第189条第2項に基づき捜査を行うが、その際、事故現場の状況を記録するために同職員が作成する文書である。この文書は、将来公判に使用されることを念頭に司法警察職員捜査書類基本書式例に従い、作成されるもので、業務上過失致死傷罪又は道路交通法違反の被疑事件及び被告事件に関して作成されるものである。

実況見分調書には、司法警察職員の職・氏名、被疑者氏名、見分日時・場所、現場の位置・模様、事故発生時の模様、車両の状況、現場見取図及び写真等が記載又は添付される。

- (2) 諮問実施機関は、実況見分調書については、被疑事件及び被告事件に関して作成される書類であり、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する訴

訟に関する書類に該当し、同書類に記録されている個人情報、行政機関個人情報保護法第4章の適用を受けない個人情報となるため、条例第32条第3項の規定により、第2節及び第3節の規定（第31条を除く）は、適用しないと主張している。

(3) 実況見分調書が、訴訟に関する書類に該当するかどうかを検討する。

解説書（藤永幸治、川上和雄、中山善房編『大コンメンタル刑事訴訟法第1巻』 青林書院 1997年 497～498頁）によれば、『「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成される書類をいう。書類の性質・内容如何を問わない。意思表示的書類（略）・報告的書類（略）はもとより、手続関係書類（略）・証拠書類（捜査報告書、供述録取書、実況見分調書等）も含まれる。』とされている。

よって、実況見分調書は、検察庁に送致することを目的として実施機関が作成するものであって、被疑事件及び被告事件に関して作成される書類に該当すると認められる。

従って、実況見分調書は、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当すると認められる。

また、刑事訴訟法第53条の2第2項では、訴訟に関する書類に記載されている個人情報は、行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用しないとしている。

実況見分調書は、事故当事者にとって自らが関係する交通事故に関する事故調書及び証拠写真であるため、当該書類全体が事故当事者に関する個人情報に該当すると認められる。よって、実況見分調書が訴訟に関する書類に記載されている個人情報に該当すると認められる。

以上のことから、本件交通事故に関して実施機関が作成した事故調書及び証拠写真（一般的には実況見分調書）については、行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しない個人情報に該当し、実施機関が、条例第32条第3項の規定に基づき、第2節及び第3節の規定（第31条を除く）は、適用しないと判断したことは妥当である。

4 現場出動簿の条例第32条第3項該当性について

(1) 現場出動簿は、「交通事故事件捜査管理システムの運用について」（平成15年12月16日付け熊交指第1065号）（以下「交通事故事件捜

査管理システムの運用」という。)に基づき作成されるもので、交通事故事件の適正な捜査管理に資する目的で作成されるものである。

現場出動簿には、作成者氏名、事故の発生日時及び場所、事故種別、当事者及び事故の概要等が記載されており、各警察署の交通係の職員が現場に臨場した際に作成される。

(2) 諮問実施機関は、現場出動簿については、交通事故事件の適正な捜査管理に資する目的で作成される書類であって、原則として、検察庁に事件送致を要する交通事故に関して作成される書類であるため、その存在を明らかにするだけで、検察官が何らかの処分を行うことが分かるという理由から、現場出動簿全体が、刑の執行等に係る保有個人情報に該当すると説明している。

(3) 現場出動簿が、刑の執行等に係る保有個人情報に該当するかどうかを検討する。

現場出動簿の作成根拠である交通事故事件捜査管理システムの運用を見分したところ、現場出動簿には、「交通事故現場に臨場して捜査した事故を漏れなく管理するものであり、当日(当直)の現場臨場事故(人身・物件)を全て記載する。」とされている。

諮問実施機関は、現場出動簿が、原則として検察庁に事件送致される交通事故に関して作成されると主張しているが、前段で述べたとおり、現場出動簿は、人身事故だけでなく物件事故に関しても作成される可能性があることから、検察庁に事件送致される交通事故以外にも作成される可能性がある。よって、その存在を明らかにするだけで検察官が何らかの処分を行うことが分かるとは言えず、現場出動簿は、刑の執行等に係る保有個人情報に該当するとは認められない。

以上のことから、本件交通事故の事故処理に関与した警察官の役職並びに氏名が記載された公文書(一般的には現場出動簿)については、行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しない個人情報に該当せず、実施機関が、条例第32条第3項の規定に基づき、第2節及び第3節の規定(第31条を除く)は、適用しないと判断したことは妥当ではない。

5 諮問第8号～第10号の諮問実施機関への返還について

審査請求人は、上級庁である諮問実施機関に審査請求を行ったものであり、

諮問第8号～第10号を諮問実施機関に返還すべきであると主張している。

当該諮問案件は、第2の諮問に至る経過に記載のとおり、条例に基づく開示請求に対する決定を不服とする審査請求に関する諮問である。

審査請求に対する最終的な判断は、諮問実施機関が裁決として行うものの、裁決を行うにあたり、条例第26条第1項で諮問が義務付けられており、同項に基づき当審査会に対して諮問実施機関から諮問がなされたものである。

また、当審査会は、条例第36条第1項で実施機関からの諮問を審査する目的で設置されており、当該諮問案件の審査を行う義務がある。

以上のとおり、今回の一連の手続は、条例に則って行われているものであるため、審査請求人のこの主張は、受け入れることはできない。

6 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県個人情報保護審査会

会長職務代理者 上拂 耕生

委 員 植村 米子

委 員 高木 菜穂

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年9月28日	・ 諮問（第8号）
平成18年10月27日	・ 諮問実施機関から不開示決定理由説明書を受理（第8号）
平成18年11月22日	・ 審査請求人から意見書を受理（第8号）
平成19年2月23日	・ 諮問（第9号、第10号）
平成19年4月6日	・ 諮問実施機関から不開示決定理由説明書を受理（第9号、第10号）
平成19年4月27日	・ 審査請求人から意見書を受理（第9号、第10号）
平成19年9月14日	・ 審議
平成19年10月5日	・ 審査請求人の口頭意見陳述の実施、審議
平成19年11月9日	・ 諮問実施機関からの説明聴取、審議
平成19年12月14日	・ 審議
平成20年1月11日	・ 審議
平成20年2月14日	・ 審議
平成20年8月1日	・ 審議